

第 13 回「上海 IPG」会議 議事録

日時：2004 年 12 月 13 日

場所：上海万豪虹橋大酒店

司会進行：水田賢治（ジェトロ上海センター）

水田（ジェトロ上海）

ただいまより、上海 IPG 会合を始めます。本日はまず上海 IPG の活動に関する連絡事項を行います。その後、上海 IPG の津田グループ長より、「模倣品対策における外資系企業との連携」についてお話いただき、その後、調査会社 3 社よりそれぞれの会社概要、成功事例、失敗事例について 30 分ずつ、お話いただくというスケジュールになっています。

まず、連絡事項を私から、特に先月中国の 5 つの地域、2 つの機関に対して行った IP 権利集活用セミナーの開催報告を中心にお話します。その前に、ちょうど前回の上海 IPG 会合において、参加資格を決めました。今後は皆さんの参加回数を事務局でチェックして、今年度については、全部で 6 回会合をやりますが、そのうち必ず最低 1 回は参加いただき、来年度以降については 2 回以上参加していただくと、この会合で決めております。

前回、会合の場で、事前に皆様からいただいた申込書で参加回数を数えるというお話をしましたが、やはり実際に会合に来ていただくことが必要だということで、今日、入口の所に、皆さん見てお分かりになったと思いますが、今回から参加者リストを用意しました。会社名の所に を付けていただいただけなのですが、本日、もし、それに気づかれないで中に入られた方は、後ほどのコーヒープレイクの際にでもチェックしていただきますようお願いいたします。

先月福建省、北京、河南省、江蘇省、広東省の工商行政管理局及び技術監督局で開催したセミナーについて報告します。このセミナーは、中国の各直轄市および省の知財関連機関へ配付した本冊子について、取締担当官にその存在意義を認知、また、活用方法などを理解してもらい、本冊子の積極的な活用を促すという趣旨で開催しました。CCPIT とは、中国国際貿易促進委員会のことで、そこの専利商標事務所に、中国側への連絡や会場の手配などをお願いし、セミナーを開催しました。

セミナーは、福建省、北京、河南省、江蘇省、広東省の 5 地域で開催しました。それぞれ午前・午後に分けて、午前中は工商行政管理局、午後は技術監督局を対象としました。私は江蘇省に同行しましたが、そこには江蘇省内の南京市、無錫市、蘇州市といった各市の、普段取締りの最前線にいる担当者が来られました。

今回、この権利集を使ったセミナーをやったことによって幾つかの成功事例が出ましたので、その辺も含めて紹介します。11 月 4 日に開催した福建省のセミナーでは、工商局側の参加者は 55 名。福建省工商局からは、迅速な情報交換・やり取りを可能とするため E メールアドレスを冊子に掲載してほしい、模倣品鑑定には経費が発生するが権利者側で負担

できないか、日系企業全体の模倣品案件総合窓口があるとよい、といった話がありました。午後は技術監督局向けのセミナーで、参加者は94名でした。福建省技術監督局からは、セミナーでは実物を使って真正品と模倣品の比較をしてほしいという話がありました。

北京は11月8日に行いました。北京では若干参加者は少なかったのですが、北京の隣の河北省からも参加がありました。中国側から、セミナーでは実物または図形などを利用したほうがよい、情報プラットフォームを構築したほうがよい、定期的に同様のセミナーを開催したほうがよいという話がありました。北京のセミナーに参加していた河北省工商局から、来年河北省で二セモノ権利侵害製品摘発会議をやるので、その際の資料として使用するために冊子を40セット送付してほしいという要請があり、すでに送付しました。午後の技術監督局向けのセミナーでは、今度は天津市技術監督局から3名が参加され、日本側からは7社の方に発表していただきました。そこに参加されていた天津市技術監督局から、「天津でもこのようなセミナーを開催してほしい。日系企業への連絡先を1カ所に統一したほうがいいのではないか」といった意見がありました。

河南省は11月11日に行い、工商局からは48名が、技術監督局からは57名がそれぞれ参加されました。日本側は3社の企業の方に午前・午後ともに発表していただきました。河南省技術監督局から、今後も継続して同様のセミナーを開催してほしいというご意見がありました。

私が行きました南京のセミナーは11月18日に行いました。工商局の参加者は26名、4社の日本企業の方々から発表していただきました。中国側から、本冊子でより具体的な模倣品の識別方法を紹介してほしい、日系企業と中国側との連携を強化して共同で模倣品を取り締まるべきだ、といったご意見がありました。午後は江蘇省の技術監督局向けにやりましたところ69名の参加があり、5社の日系企業の方に発表していただきました。中国側からは、今後もさらに日系企業と当局との連携を密にしていきたい、といったご意見がありました。また、権利集の中で、現場での識別の迅速化を図るために本冊子には登録商標だけでなく、詳細な産地、今回の権利集は上海や南京、日本、中国といった表記になっていますが、具体的な住所が必要ではないかという話がありました。さらには、品質や技術の特徴を記載することが重要であるという意見もいただきました。

広州は11月22日に行いました。ここでのセミナーは工商局から62名の参加があり、その中で、本冊子に掲載された情報だけでは不十分である、詳細説明の掲載を願うという意見がありました。午後の技術監督局向けセミナーでは49名の参加があり、セミナーは一方的な発表ではなくてディスカッション形式がいいのではないか、というご意見がありました。そういった中で、早速セミナーの成果というか、権利集を作って、セミナーをやって、具体的な成果と言える事例が出ましたので紹介します。

私は現場にいたのですが、1つは、南京のセミナーで最後意見交換をやっている際に、そこに参加していた常州市技術監督局の方から、「本冊子は大変役に立つ。常州にはNSKのブランドが入っているベアリングの模倣品が氾濫している、どこに連絡していいかわか

らなかったが、今回セミナーで配付された冊子を見たらそこに連絡先が書いてあった、早速連絡したい、というコメントをいただきました。

2つ目は、上海IPGの幹事でありますYKKさんからいただいたコメントです。広東省技術監督局でYKKさんが発表したときに、セミナーの参加者に対して、これまでのご協力に対して深く感謝の意を申し上げて、今後市場検査などでYKKさんの模倣品を発見したら積極的にこの冊子を活用してYKKさんに連絡してほしい、とセミナーで呼びかけたのです。そうしたらセミナーの10日後に、広東省江門市技術監督局から、このときにはすでに押収していたらしいのですが、YKKさんのジッパーとスライダーの模倣品を生産していた工場を2カ所発見した、そのことをYKKさんに連絡しようということで11月22日に広東省で開催されたセミナーで配付された冊子及び、YKKさんがその場で名刺を配られたのですが、その名刺の連絡先を見て早速連絡が来た、セミナーがあったからこそ問合せがあったということで、YKKさんからは今後もこういった活動を続けてほしいという話をいただきました。

折角なので、YKKさんから補足していただきますようお願いします。

青木氏（YKK）

当社はスライドファスナーの生産をやっておりますが、広東省では深セン市だけで作っております。今回江門市で摘発2カ所ということで、約十数万本の押収に成功しました。当社の発表者が名刺交換をしております、その名刺と権利集の連絡先を見て連絡をいただきました。鑑定作業を行い、今日鑑定結果が届きまして、偽物ということで報告をいたしました。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。私もこの権利集を作って、また、セミナーをやって具体的な成果が出てきたことを非常に嬉しく思います。今回5ヶ所でセミナーをやる前に、全直轄市および省の関連機関にこの冊子を2,000部ほど送っているのですが、全然知らない人に権利集をポンと送りつけてもどういう活用をされているか、そういったことを考えると、実際に直接取締官の手に渡るように、また、この権利集がどう使われたらいいかということ、こちらから提案することで中国側と連携がとれていくことを痛感しました。

IP権利集に参加していただいた方には、今回のセミナー参加者の名簿を早く送らなければと思っています。いま名簿の最終チェックをしている段階で、間もなく皆様に参加者名簿を届けられるのではないかと思います。以上が11月に開催されたセミナーの報告です。セミナーに参加された方、参加されていない方、あるいは権利集にも参加されていない方でも結構ですから、来年度に向けてのご意見など、もしありましたら挙手お願いします。あと、具体的に権利集を活用して、こんな成果があったということを皆様に対しても、こういった場で報告したいと思っていますので、当局から連絡がありましたら、私宛てにご

連絡いただきますようお願いいたします。

今回皆様に配布いたしました資料の後ろのほうにアンケートがあります。皆様の中で認識されていない方もいらっしゃるかもしれませんので、もう一度リマインドさせていただきます。アンケートは、上海 I P G 幹事会で会合の隔回ごとに行うことに決めました。前回はアンケートを取っていないので、今回アンケートを取らせていただきます。

また、今回は新しい質問を設けました。この上海 I P G の会合で自分が発表したいという方がいましたら、ご自身の名前の横に を付けていただくようお願いいたします。なぜこれを付けたかと言いますと、例えば皆様の中で模倣品などの知的財産権の被害を受けている方で、この上海 I P G 会合で是非相談をしたいという方がいらっしゃるのではないかと思ったからです。最近上海 I P G のメンバーも知財の専門の方が日本から来られたり、あるいは北京 I P G の主要なメンバーの方など模倣品対策あるいは知的財産問題でも、相当経験を積まれている方の参加が増えていきます。例えば、「うちはこういう問題があり、こんな対策を取っているがどうですか」といったことをこの会合の中で皆さんと意見交換ができるような仕組みができたらいいいね、という話が幹事会で出ました。自分から話したいという方は大歓迎ですので、是非、ここに を付けてください。

それでは、「模倣品対策における外資系企業と連携」について、上海 I P G の津田グループ長からお願いします。

津田氏（住友化学）

皆さま、こんにちは。いまから植物保護中国協会のメンバーとして発表いたします。今日紹介するものは、これまで知的財産の訓練会や研修会などでご紹介したものと一部重複しているものもありますが、いちばん最近の状況をご紹介します。一部引用するデータ等は、弊社の例がありますがご了承ください。

私ども業界では、同業の中で共通の問題があります。末端の営業ではフェアな競争でやりますが共通の問題があるということで、これを何とかしなければいけないということが、この取組みの発端です。今日紹介する内容が、皆様方の中国での模倣品対策のお役に少しでも立てればと思っております。

私どもの協会ですが、農薬の業界では国際農薬工業会があります。この工業会には、世界各国、地域ごとに、左から順番に日本農薬工業会、欧州農薬工業会、米国農薬工業会の3つが、キーメンバーです。あとはラテンアメリカ、インド、アフリカ、アジアパシフィック、アジア太平洋などの地域部会です。その中で、中国の植保協会があります。C L C といいますが、現在中国に進出している外資系農薬メーカーのうち、12社が会員で、欧州系はシンジェンタ、バイエル、バسف、米国系はデュポン、ダウ、F M C、モンサント、クロンプトン、これはユニロイヤル、セレススアグリ、そして日系は、弊社、日産化学、日本曹達の12社です。

協会ではいろいろな活動方針があり、現在、知的財産保護、農薬安全使用、農薬登録制度、製造技術、遺伝子組換え、の各委員会があり、これが各々の会社がチェアマンシップを持って活動しています。

農薬登録制度というのは、私どもファインケミカル分野ではデータの所有権に非常に関係してきます。また、農薬の登録権の権利保護も、間接的には知的財産権にも関連してきます。

知的財産権保護委員会は、CLC・IPR委員会と言っていますが、活動をしていく中で1社ではできませんので、それで幹事会社、住友、バイエル、シンジェンタ、デュボン、ダウ、のメンバーで相談しながらやります。私ども本業がありますので、こちらの仕事ばかりをしているわけにはいきませんので、コンサルティングの会社をアウトソーシングして、この人たちに実際の仕事をやっていただきます。方針は私どもの委員会で決めることになっています。

私どもIPR委員会では、年次活動方針を協議し、各社共通の問題点はどういうものがあるか、その対応策をどうしたらいいかということも協議します。また、このCLC全体の運営委員会で、今年度こういうようなことをやりたい、そのための予算が要るといようなことも提案し、承認します。そして、具体的な活動方針、課題に従ってコンサルティング会社と業務委託契約をし、そして実際の実行計画が完成したときに、各会員会社はできるだけ活動に参加していくという構図でやっております。私ども年3、4回、ワーキンググループの会議をし、コンサルティング会社と相談しながらやります。

このコンサルティング会社は、IPR委員会の方針に基づいて、実行計画を作ります。また、地方当局との交渉です。私どもがいろいろな当局と交渉するのも時間がかかりますし、そんな手間も省けません。このコンサルティング会社が中欧及び地方当局との交渉をします。特に各地でやっております訓練会、これは非常に重要です。また、実際に現場での調査、そして摘発。そういうものの手配を全部コンサルティング会社がやります。そして、いろいろな関連資料の整理、こういうようなものを、はっきり言えば丸投げして、彼らに具体的な計画を組んでもらって、それに積極的に参加し運営しております。

CLCのIPR委員会では重要なのは会員会社間の情報交換です。これも私どもがたまたまある工場を発見した場合、自社品以外他の会社のものもぞろぞろ出てくる場合があり、相互に連携を取り、2社でも3社で協調し法的な処理も可能になります。必要な場合、協会の名前で当局に協力をお願いします。実際に調査会社を利用する場合は、その費用は3分の1、4分の1と分担することもできます。

さらに重要なのは、摘発ばかりではなくて自社の商品を如何に保護するかがいちばんキーだと思います。いまは模倣業者の模倣品技術もますます向上し、以前は一見すればすぐ分かりましたが、いまはそう簡単には見分けることはできません。このために各社がどのようなアイデアで自社の商品を守っているかという情報交換をします。いいと思ったらそれをどんどん取り入れていく、これが私どもの大事な商品を守る唯一の方法だと思って

おります。

3番目の「法執行機関との関係構築」ですが、いまIPGでもやっておりますが当局との連携がなければ何もできません。共同摘発/調査/訓練会を強力にやっていかなければいけないし、中央の了解がなければいけない。了解というより後押しがないと地方はなかなか動いてくれない所がたくさんあります。また、各社がいろいろな意味で被害を蒙り、個別に対応していても当局はなかなか動いてくれない、しかし協会（業界）として対応すると当局の対応も変わってくる可能性があります。

当初、このプロジェクトを組んだとき、目標や、どういうところまで達したら一応評価できるかとか、そのためにはベースラインのデータがないと評価することができない。そういうことで1999年に、このプロジェクトを開始するときに、当時の現状をまず把握することにしました。これもお金の要ることですので、2年、3年、4年とやっていく間に、いつまでもエンドレスに続くわけにはいきません。やはり、いちばん最初のスタートから2年目、3年目はどのよな成果がえられたかと、それなりの目標設定が必要です。各社の会費でこれらの活動を実施するため、そのリーズニングがとれるような運営が必要です。

そして7番目に外交ルートの可能性です。米国の場合は米国大使館及び商務部が活動しています。米国グループが我々の業界で抱えている問題点を、アメリカ大使館経由で中国政府にいろいろと言ってもらっています。去年の11月にラウンドテーブル会議が開催され、米国企業が問題点を提起し、ポジションペーパーを作り米国大使館に報告し、中国政府との交渉のときにアピールしてもらいました。

欧州ですが、このECコミッションは10月に知的財産権保護について温家宝首相と知的財産について協議しています。

日本政府についても私ども適宜、必要に応じてJETRO 上海/北京、大使館にご報告します。

CLCでは、1999年にベースラインデータを作るため、広東省、江蘇省、計51の地区で当局の協力を得て、現場で調査しました。私どもの公式データは販売されている輸入農薬の30%が模倣品です。これは当局のデータとも一致していますので、この数字がオフィシャルな数字です。このデータをベースに今後、これがどれだけ改善していくか。もちろん地域によって違いますが、これが最初のスタートラインです。

この中身ですが、ラベルそのものの偽造、商品名を勝手に使っている、会社の名前も商品名と併せて使っている、会社の名前だけ利用しているとかがありました。これは1999年の広東省での事例からで、このような割合です。2002年になっていますが、これは1999年に広東省で、お役人に来ていただいて、あとは私どもCLCのメンバーと一緒に撮ったもので、今から4、5年前の写真です。これはモンサント製品の偽物で、このようにモンサントの名前を勝手に使い、売られています。これは弊社の事例ですが、私どもの商標が盗用されています。自社製品名で販売すれば合法ですが、他人の名前を勝手に使うという違法行為が行われています。

これはF M Cの模倣製品です。やはり包装などはものすごく悪いです。外国メーカーはきちんとした包装でやっているのです、すぐ分かります。これも弊社の事例で、会社の名前も商品名も勝手に使っています。I C Iはいまのシンジェンタですが、このように勝手に包装材料を偽造して売っています。これでだまされるのは農民の方です。

1999年には、その成果を報告するため上海でワークショップを開催しました。このときの参加者は、中央の国家技術監督局、国家工商行政管理局、実際に調査した山東省、広東省、江蘇省の各機関。当時ジェトロ北京でご活躍の関 和郎様にもご参加いただきました。そして米国の通商代表部、中国の農薬工業会等です。この会議では、現地調査の現状を報告しました。この間 摘発したのは約24,000ドル相当の商品です。

これは2000年から半年ごとの実施項目および、その実行スケジュールです。ファクトリストというのは、当時、中国国内の会社が違法行為をしていたわけですが、各メンバーからこれまでの記録を集め、そのリストを作りました。本当はブラックリストにしたかったのですが、ブラックリストではあまりよくないのでファクトリスト、事実のリストということで2000年8月にまとめ、中国農薬工業会経由で 当時の化学工業部に報告しました。

一方、中国政府は、偽物に対しては非常に注目しており、2000年に公安部や国家経済貿易委員会など全部で14機関が関与し、国家技術監督局が指導して取り締まり重点品目を9品目選びました。農薬、複合肥料、種子、建築用鋼材、自動車部品、タバコ、薬品、使い捨て注射器、化粧品などです。それ以前に当局が最も力を入れていたのは、お酒、飲料です。ジュースやお酒は人間の健康に影響を及ぼすためです。農薬でも全部が模倣品ではありません。このうちの品質の悪いものとか、要するに違法品です。これが14,000トン押収されたというデータも公表されました。

2000年には、遼寧、山東、広東等の地域で 当局とともに、共同摘発をやりました。このときに120万ドル相当のものが押収されました。また、浙江省では中国関係当局、農薬工業会、中国の現地の会社も参加いただき、模倣品の現状を中国国内企業とともに、中央当局に陳情しました。中央の当局の方は、時々地方へも行かれるでしょうが、末端で本当に何が起きているかを我々のほうから声を大にして言わないと、なかなか理解してもらえないということです。例年、国家技術監督局は農薬について全国会議をやっていますが、この年から、外資系企業の協会として初めて、彼らの部内会議ですが参加させていただくようになりました。これは摘発された遼寧省のある農薬工場です。印刷の道具を全部摘発し、包材を全部燃やし、違法品を押収します。

2001年には、調査・摘発をこれらの省でやりました。そのときに分かったのは供給元がどこか分からないということです。ラベルだけを見ても、彼らの技術が向上して本物か偽物かが分からなくなってきました。それで北京で、また中央当局の皆さんに参加いただき、商標権、つまり我々の権利が保護されていないと。また、地方保護主義がはびこっていて取締りが徹底していないこと。また、農薬ラベルについて、ラベル表示の厳しい規定があるにもかかわらず、徹底されていない国内メーカーの製品が流通しており、それらを当局

に指導を徹底してもらう等について中央当局とも会議をしました。そうこうしているうちに中国当局も、第十次 5 ヶ年計画（2001-2005）の中で『市場、経済、秩序、整頓、規範化に関する決定』を発表しました。今は、4 年目の 2004 年となります。偽物取締りや密輸や脱税とかたくさん項目がありますが、その中で偽物取締りには、食品、薬品、農業資材、綿、自動車があります。農業資材の中では農薬と種子が、現在最重点品目として末端で取締りが行われています。

この表は、2002/2003 年の実施計画の事例です。これについては、コンサルティング会社が全部アレンジし、私どもは、できるだけそれに参加することで進めてきました。このときは、国家経済貿易委員会宛に陳情書を出すとか、中央当局や各地方でトレーニングをやるとか、私どもパンフレットを作るといったことを計画しました。ディーラーの倉庫に行くと、この様にたくさんの商標権侵害品とか違法品があります。

これはデュポン社の社名を盗用した事例ですが、このように封印してもらいました。この店は、米国デュポン社の特約店はないのにもかかわらず、勝手に代理店と表記し DOPONT と表記しています。正式の名称は DUPONT です。これもデュポンの殺菌剤で、商品名について、錯覚させるような表記があります。ここは漢字で言えば「シモ」ですが、ところが彼らのは「ツユ」です。字を少し変えて、まぎらわしくするやり方の典型的な事例です。

2002 年には北京でワークショップをしました。この時もジェトロ北京・上海、北京の日本大使館からもご参加いただきました。農薬を処理するには、環境面を考慮する必要があるため、セメント工場での焼却処理とかも紹介し、これも国家経済貿易委員会に、農薬を含む化学品の処理設備を何とかしてほしいという陳情書を中国農薬工業会と連名で提出しました。これは農薬処理についての F A O（世界食糧機構）のガイドラインです。

これらの背景をベースに、地方当局とともに、農薬真贋判定の訓練会を私どもはずっとやってきました。現在、1,770 名の執行役人が、全国 21 省の、約 1,030 都市をカバーしております。これが農薬関係の役人のリストです。例えば広東省だと、主要な地域からの法執行役人の名前と連絡先がありますから、もし発見したら、すぐにここへ連絡ということになります。これは江蘇省のリストです。これは実際に植保中国協会と浙江省技術監督局とで行った農薬の真贋判別訓練会の写真です。これは福建省での農薬の本物・偽物判別訓練会です。これも浙江省の別の所での訓練会です。この人たちは私服を着ていますが、全部法執行のお役人です。これは四川省で 10 月にやりました。ここで CLC の各メンバーが自社製品の真贋判定の方法を発表します。この人たちも全部お役人です。このときは地元のテレビも来て、ここに本物と偽物がある。お役人がその状況を話しておられます。

現在、植保（中国）協会では、このようにメンバー会社の製品識別ハンドブック、IPG で作成の「摘発支援集」と同様ですが、これを毎年 4000 部、2001～2003 年まで作っております。中を開けてみると、例えばデュポン社の製品では、偽物をこうやって見分けるとか、この様に 12 社分が掲載されています。それに加え、各社が自社で、真贋判定のマニュアル

を作成しています。これはバイエル、これがシンジェンタ、これは住友化学のものですが、これを全部お役人に配ります。デュポンが既に採用していますが、この判別シールにより、無料電話の問い合わせ方式です。すぐ本物と偽物は分かります。シンジェンタの場合は、「ここにいろいろなマークがありますよ」と、本物と偽物の特徴を説明しています。これはバイエルで、「ここにこういうマークがありますよ」など、本物と偽物の判別が全部書いてあります。これはダウで、ここに漢字があるのですが、この中がホログラムになっています。これは弊社の事例でシールを貼っています。このシールの中に、以前にご紹介しましたが、上の12桁の番号と、この12のマス目の中にマークが入っています。ここに電話するとまず、12桁の番号を言います。また何番と何番の升目にマーク入っていますと言います。もし合わなければこれは偽物と返答されます。同じ組合せは皆無です。これを3年前から導入しました。一部このシールの偽物が発見されましたが、無料電話により、マークが何番、何番と言っても、升目に何も入っていないため、すぐに偽物のシールと分かります。

今まで偽物判別のマーク等をご紹介しましたが、大切なことは、値段が安いこと、消費者が直ちに判別できることです。これは私ども今月から導入した乱数の照合方式です。ここに電話し、上の番号を言えば、下段の番号がコンピューターで確認されます。同じ組合せはほとんどありません。それならば、この同じ番号の組み合わせをたくさん作ったらいいだろうとなりますが、同じ期間に上海から、山東省からと、あちこちから複数の問合せがあれば、全部コンピューターに記憶されていますから、供給者に確認するよう返答され、すぐに偽物と分かります。先ほどの12桁と12のマス目の組合せは全部電話番号、場所の記録が残ります。最近導入したのはこれです。ここにこんなマークがあります。これは紙ラベルで、紙ラベルは何百万枚もあります。それをいちいち貼っていたら大変ですので印刷します。これは皆さんが持っておられる百円札にもこのようなものがあると思います。これは紙幣の模倣防止用のマークと言っています。ここに細かい網目がありますが、これはCTスキャンでいくらやっても、ここがボヤッとなって鮮明なものは出てきません。

私は偽物防止シール会社の宣伝をしているわけではありません。実際に採用されている事例の紹介です。この紋理シールはデュポンと私どもが既に導入しています。また、紙幣のこのマークは私どもとバイエルが既に導入しています。先ほどの文字部分ホログラム方式は、ダウが導入しています。今までのところ、この3年間うまくいっています。これのパワーポイントは皆さんの配付資料には入れていません。これは会社の宣伝になりますので、もし興味があれば、この電話番号の所に言えば彼らはすぐに紹介してくれるでしょう。

実際に各地で当局との訓練会をやりますと、大変効率がいいです。末端のお役人が対象であるため、1回の訓練会でかなりの地域がカバーできます。特にハンドブックを配ると、皆さんは印象に残って、よし農薬の摘発/調査をやるというときに、すぐにパラパラと見て、必ず連絡してきます。ということは、当局とのネットワークを確立することにより、当局と私ども自身が双方で連絡を取り合って模倣品の発見するときに非常に役に立ちます。現在、私どもの所には当局から各会員会社への問合せがありますが、その半分以上は模倣品

です。そのときには商品そのものではなくラベルを送ってくださいと言います。私どもはラベルを見れば一発で分かります。例えば、「このシールを貼ってありますか、貼ってありませんか」と、貼っていなかったら模倣品であると。というのは、このようなアルミ袋は簡単に偽造できます。だから、商品を送ってもらわなくても、その商品にこのシールが貼ってあるか貼っていないかで、すぐに分かります。

実際に問合せがあれば直ちに、当局宛てに鑑定書を出します。皆様方はいろいろとご経験があると思いますが、当局は少なくとも2週間以内は、有無を言わず疑惑商品を押収できますが、供給者からの鑑定書がないと2週間以上は封印できないということです。私どもの鑑定書により、彼らが詳しく調べることができます。私どもの場合では摘発件数は、年々減っています。ただし、いまは工場が、あっちこっちで隠れてやっています。件数は減ってきたのですが、幸い当局からどんどん連絡があるので、また、模倣品対策をやっている模倣業者にはかなりの抑制効果が期待できます。今日もお話があったように、YKKさんとか皆さんの所に、これからはそういうような問合せがどんどんくると思います。当局の協力なしでは私ども何もできません。

私どもは中国の外資系の農薬工業会ですが、日本にも農薬工業会があります。日本のメーカーも、中国でビジネスをやっておられますが、模倣品による事業リスクが潜在的にあり、これらの諸問題について10月に東京で意見交換をしました。

現在、私どもの協会は模倣品対策が中心ですが、本来ならば知的財産権の問題をやる。すなわち、商標権、特許権の侵害、農薬登録のData保護について、もっとシステムティックに対策をとれるように、2005年からやっていくつもりです。

最後にひとつご報告したいと思います。この12月6日に日本の経済産業省/日本化学協会（日化協）と、中国側の商務部/中国石油化学協会の間で第3回目の「官民対話」が上海で行われました。日本からは経済産業省製造産業局並びに日化協から幹部の皆様、日本の化学メーカーの皆様、全部で50数名参加されました、上海からは渡辺領事も参加しておられます。この会議は化学関係の会議ですが、知的財産権についても是非議題に入れるべきだとのことで、経済産業省からの基調講演で、中国側が日系企業の知的財産権の侵害についても発表がありました。また農薬の事例について弊社の事例を発表させていただきました。現在の農薬登録制のなかで、中国農業部は、ある日系メーカーの農薬の特許権が成立しているにもかかわらず、中国の農薬メーカーに農薬登録を認めてしまうという矛盾があり、このため、経済産業省から農業部に対し 具体的にこれらの事例を提議するとのお話を伺い、日本政府が、ここまで知的財産権の保護に力を入れておられる状況に、深い印象を受けました。今後、皆様の中で、特許権や商標権などに被害があるということがあれば、JETRO 上海 I P G、または北京 JETRO 内の知的財産権室等に具体的な事例とともに、報告/相談されれば、今後、日本政府も中国政府との政府間協議のときに、いろいろとご支援助いただけたと思います。以前と比べ、今の日本国政府の知的財産権保護に対する中国政府への対応は、ものすごく違うという印象を受けました。

以上が私ども協会の活動内容です。ご清聴ありがとうございました。

水田（ジェトロ上海）

津田グループ長、どうもありがとうございました。ご質問等ありますか。

西形氏（コクヨ）

2005年から特許権等、知的財産権に関しても対応を強化していきたいというお話だったと思いますが、その場合、住友化学さんの日本本社の知的財産部との関係や、関わり合い等について教えていただきたいのですが。

津田氏（住友化学）

私どもは100%の現地会社ですが、特許の権利自体は本社が持っております。現地では実際に違反などあれば、それについての委任状をもらってこちらで活動するわけです。特許や商標権そのものになりますと現地では対応しにくい場合が多く、現地の専門の方々、特に中央関係などにも相談し、本社と連携し対応しています。

例えば、私ども化学メーカーの場合、石油及び化学部門に、「これらは私どもが既に特許を取っているものです、これについては生産許可を下ろさないでください」とか、農業部農薬検定所には、「既に特許があるものについては登録を認めないでください」等を陳情など、現場でできることをやり、実際に特許権、商標権の侵害に当たれば本社の費用で、全社の問題としてやってもらおうと思っています。

私どもは専門家ではありませんので、現場で当局など皆様方のいろいろな意見を集約し、本社にやってほしいことを提言します。本社では、商標の出願などいろいろやっておられ、かつ、現地の事務所との連携があるでしょうが、現場側としては、現場の状況を的確に本社伝えることが重要と思います。

西形氏（コクヨ）

話を聞いていますと、現地法人でしっかり対応されておられるので、私のように日本にいる知財の人間として、住友化学さん本社の知財というのは、ある意味で楽だなと思いました。その辺の関与度はどうかなと思ってお尋ねしたのです。ということは、現場のほうでかなりいろいろなことを考えられて、その手助けが要る場合は本社の知財なりの助けを借りるという感じでしょうか。

津田氏（住友化学）

実際に訴訟を起こしてもらうときには、法律的な根拠などを調べなければいけません。私どもは当局から、各種の証拠となるものを揃えねばなりません。それらの重要な情報は、

適宜本社に送ります。原告は本社になるわけですので、本社とよく相談しています。ただし現場でしか得られない情報は、すべて本社に送り、こうしてほしい、ああしてほしいということをしております。また、本社からもいろいろ言ってきます。そういう関係だと思えます。こちらが全部やっているわけではなくて、やはり基本は、知的財産部が大局的なところから見てやっていると思います。お金がかかりますので、現地会社に負担させないで本社主導でやってもらわないといけないと思っております。

宇野氏（オムロン）

昔、お伺いしたかもしれませんが、この委員会での予算は、年間どのぐらいで活動されているのでしょうか。

津田氏（住友化学）

全部で12社からですが、知的財産は年間8万ドルもらっています。全体の運営費があるのですが、運営費のうち25%は割る12でやります。例えば、年間の運営費は20万ドルから30万ドルかかると思うのです。そのうち25%は割る12。あとの75%は世界の売上ランキング別で分けていきます。だから、大きい会社はたくさん払っています。日系企業は私どもも含めてシェアが少ないですから、当然、私どもの委員会で、それぞれお金を使ったその成果を皆さんから了承いただかないと、いまのように予算は使わせていただけないです。以前は12万ドルも貰っていましたが、でも、いまはある程度落ち着いてきましたので8万ドル。これから新しい業務が加われば、また、それ前後の費用になるかと思えます。

竹本氏（サントリー）

委員会で委託されているコンサルティング会社のやっておられる内容は、かなりきちんとできる会社でないと難しいと思いますが、どのような会社でしょうか。

津田氏（住友化学）

もし必要でしたら個人的に会社をご説明します。この会社は元チバガイキでずっと仕事をしていて、そして自分でコンサルティング会社を立ち上げた人ですので、この業界をよく知っている人です。皆様方がそういう関係のことをコーディネートするときには、その業界のことをある程度わかっている人が、政府との関係を持つことのできる所とか、全体のスキームを立てることができる所が望ましいと思います。もう一人のコンサルタントの人は元政府のお役人です。だから、政府のネットワークには非常に強いコネを持っています。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。これで、津田グループ長による講演を終わります。

（休憩）

水田（ジェトロ上海）

これより、「調査会社の成功事例と失敗事例」にうつります。本日、3社の調査会社からお話いただきますが、最初は中聯知識産権調査中心です。それではよろしくお願ひします。

中聯知識産権調査中心（主任・責任者）

今日は上海 IPG からこういう良いチャンスを提供いただき、皆様とご挨拶ができることは、弊社の光栄でございます。

中聯知識産権調査中心は設立してから既に十年が経ちました。ご臨席の皆様の会社と比べますとまだ若い会社かもしれませんが、調査会社の中では割と古い会社となります。10年にて弊社はいろいろな経験と教訓をもらいましたが、こんな経験がありましたため、皆様にサービスを提供できる基盤ができだのではないかと考えております。それに、皆様と1対1の関係で、中国にての模倣品対策において検討ができるチャンスができるのが弊社としていちばん望ましいことでございます。最後に、皆様ともっとよい交流ができるため、残った27分をこちらの金さんにお任せします。どうもありがとうございました。

金氏（中聯知識産権調査中心）

始めまして、中聯知識産権調査中心にて日本企業を担当する、金と申します。今日の30分の時間が、皆様と楽しい勉強の時間になりますよう、期待しております。

それでは、中聯の背景から始めましょう。中聯は1994年8月に創立されて、今までちょうど10歳になりました。中国の大陸における知的財産領域では、初めて生まれた専門的な調査機構です。今は国際商会反模倣局の中国地域での唯一の会員です。

中聯のヘッドオフィスは北京にあり、東北地域の瀋陽に、中国の真ん中地域の上海、杭州、アモイ、南地域の広州に事務所があります。

中聯の従業員は100人ぐらいですが、調査員と調査マネージャーと、クライアント管理部の人3種類となっています。1)中聯の調査員は中国のさまざまな地域から募集されて来た人だから、方言もできるし、特別な条件で調査対象の対応ができる人です。2)調査マネージャーは、司法とか行政機関で働いた経験・背景をもっている人です。3)クライアント管理部の人は、大部分の人間は外国を勉強した人で、先進的な情報交換システム等を調達に取り扱うことによって、クライアントとスムーズなコミュニケーションができる人です。中聯のビジネス言語には中国語、英語、日本語、韓国語です。また、中聯には弁護士事務所があるが、弁護士とアシスタントを含めて30人ぐらいいます。

メイン・スタッフに対して簡単にご紹介させていただきます。主任は政法大学を卒業した弁護士で、10年間の調査会社の管理経験も持っています。ハンさんは中聯のシニアマ

ネージャーで上海外国語大学を卒業し、英国から留学してきた人で、9年間の調査会社のクライアント管理経験を持っています。リコクエイさんは、中聯のクライアント部のマネージャーで、北京第二外国語大学を卒業して、4年間ぐらいの調査会社のクライアント管理の経験を持っています。チョウさんは北京事務所の責任者で、長春工業大学を卒業して、昔は全国模倣品摘発チームの役員でした。いままで9年間の調査会社の調査部管理経験を持っています。ゴさんは上海の責任者で、北京の師範大学を卒業して、6年間の調査会社の調査部管理経験も持っています。リュウさんは広州の責任者で、6年の調査会社の調査部管理経験を持っているし、特にIT関係の仕事に上手な人です。オウさんは瀋陽の責任者で遼寧大学を卒業した弁護士で、7年間ぐらいの調査会社の調査部管理経験を持っています。

中聯のメイン業績において、2004年の5月までに、法律行使機関を協力して製造業者を3,302社、卸売業者を2,707社を摘発して、その中で360件は刑事事件にし、25人に刑事の責任を追及し、賠償金を1,600万ぐらい請求しました。弊社の事件の中で幾つかのケースは全国とか省レベルとかのビッグケースとされたこともあります。国で1年に何回かいい評判を持っているケースの中で、中聯が協力した事件もありました。

中聯の事件の取り扱う能力から見ると、最近5年間で、毎年500件ぐらいの事件を取り扱っています。換わりに言いますと、普通の労働日に2件とか3件ぐらいの事件を取り扱うことです。摘発事件は全部の事件の中で80%を占めています。

中聯の公共関係において、中聯は中国のローカル企業だから、10年間で中国の各レベルの法律行使機関と密接な関係を結んできて、中国法律行使機関の最高部門、国家レベルの部問とスムーズな交流ができています。知的財産関係の仕事にて、公共関係はいちばん大事なことのうちの1つです。それに、国では毎年いくつかのケースを特別に指定して取り扱っていますが、その中のあるケースは中聯が協力して行ったケースとなります。

中聯の最近5年間の発展状況から見ると、だんだん成長しつつある会社であることが分かります。

中聯のメイン・クライアントには、ABB、コカコーラ、マイクロソフト、YSL、松下、コダック、シュナイダー、シメンス、フィリップス、キヤノン、サムソン等があります。当クライアントたちは全部中聯と3年以上付き合ってきたクライアントでございます。

中聯のメイン業績の領域には、模倣品に対しての仕入先調査、模倣品摘発活動のアレンジ、権利侵害者への刑事事件の追及、権利侵害者への賠償金の請求、商標特許、著作権、コンピュータソフトウェア、不当競争法違反事件の証拠収集調査及び提訴などがあります。これ以外にも会社の信用調査、会社の商標使用状況、知的財産権と関係のある市場の調査、クライアントから指定していただいた地域に対して監視と調査を行うこと、税関にての知的財産保護の仕事とか、訴訟の仕事とかがあります。

中聯のメイン摘発の業務領域には、消耗材料、低圧電機、印刷領域、家庭用電機、IT関係の領域、飲料、二輪と三輪車の部品、服装、電池等がメインとなっています。

中聯の事件調査のプロセスにおいて、他の会社と大体同じですが、簡単に紹介させていただきます。1) 事件情報の収集において、私どもの調査員が市場で調査されたり、権利者のセールスマンから提供して頂いたりします。私どもがその情報に対して分析をして、摘発の事前の調査を行って、現地を訪問したり、調査レポートを作成したりした後、権利者に報告して、権利者からの依頼を請求します。

権利者からの依頼があったら、法律行使機関に申し立てます。法律行使機関を協力して摘発活動をアレンジしますが、弊社から摘発活動の報告書を作成して、権利者に提出させていただきます。また、あるケースが刑事の条件を満たした場合、公安機関にて立案して検察院に提訴して、裁判所が判決します。最も威力のある政府機関は公安局ですが、公安局は容疑者の身体自由を制限することができますので、これがいちばん震え上がらせる力を持っています。

それでは、今日は失敗事例から皆様に説明させていただきます。お互いに勉強してみましよう（ビデオ・テープみながら）

当事件は2003年に発生した「電池事件」です。失敗した原因は地方保護主義です。中国では地方保護主義が酷いです。それでは、どんな地方保護主義があって、どんなトラブルがあったかについて説明させていただきます。皆様の手元に資料があると思っておりますが、では、ビデオを見ながら説明していきましょう。

2003年ごろに私どもの調査員がxx省のxx地域にて調査をするところで、1つの業者が携帯電話バッテリーを大量に生産していることがわかりました。それでブランド権利者に報告をして、2つの権利者から依頼をいただいて活動を実行しました。当業者において、弊社の調査員は調査をするところで、xx地域で影響力が大きいとの事実を事前に把握したため、法律行使機関を選定するにも工夫をしました。弊社はxx省レベルの公安庁に申し立てて、協力して頂けるように希望を言いましたが、やっぱり省の下には市がありますので、実際に法律を行使するには市がするのが当たりまえだとのことでした。結局、省公安庁にて2人の監督者を派遣して、活動の実行は市公安庁がやることとなりました。

しかしながらxx地域にては地方の規定がありましたが、公安庁からは単独に摘発をすることができないとのことでした。つまり、摘発をやるなら工商行政管理局（AIC）と品質・技術監督局（TSB）の2つの会社では実行できるが、公安庁などは単独ではいけないとのことでした。市の公安庁もその規定にしたがわなければいけないので、ただ参加ができるそうでした。8月14日、省公安庁から2人の監督者を派遣して、市公安庁から6人が派遣されて、AICから5人ぐらいの法律行使者を派遣して一緒に摘発を行うことになりました。

当製造業者は900人ぐらいの従業員を持っている大手企業でした。工場だけを持っているのではなくて販売店とか、無名工場もあって、無名工場で模倣品を加工と包装をして出荷する場合もありました。当業者に該当三つの対象があることを私どもが事前に調査しておきましたため、摘発するとき、当3つの対象に対して同じ時間で摘発活動を実行するよ

うに法律行使者に要望をだしたが、A I Cの人は、「駄目ですよ、私どもは人数が足りない
ので、今回は地下工場だけを取締りましょう」といいました。それで、無名工場に対して
しか取締りを行えませんでした。

無名工場へ行ってたくさんの模倣品を発見しました。私どもの調査員は摘発現場で多量の
完成品とバッテリーの半製品、ケースなどの模倣品を発見しました。現場で協力者と一緒
に数えていたところ、市公安庁から指令が来て、模倣品を全部公安局に運んでくれとのこ
とでした。それで、模倣品を全部貨車に運んで公安局の倉庫に持っていきました。しかし
ながら金型を含む、一分の材量と設備などは会社の中に封印して保管しておかれました。
翌日調査員が公安局へ行って押収品を数えようとしたが、それは公安のことだとしながら
断られました。

8月16日、当事件は既に工商局に移送されて、押収品リストも既に発行されてたが、そこ
に記入された数量と調査員が現場で目撃した量との差が大変大きいでした。

弊社の調査員が翌日にxx省の公安庁に行って協力をお願いしたが、市公安庁から既に押収
品を数えて問題がないとの回答でした。結局、当事件において、無名工場しか軽く処罰を
受けられませんでした。

後で分かりましたが、xx地域にはいままでたくさんの問題が累積されていて、1個1個が
解決できない状態だそうで、法律違反行為を法律によって処理ができなかったのです。
当局の遺留問題があるせいで、代理者としても権利者としても、進退兩難の境遇になっ
てしまいました。

成功事例について紹介させていただきます（ビデオ・テープみながら）。

当事件は温州のテレビにても放送されました。

当事件はXX市で取り締まったケースです。当事件において、弊社は三ヶ月前から調査を行
って、フォーカスを対象業者に置きました。さらに、ブランド・オーナーの依頼を頂いてか
ら摘発を実施した結果、4社の自動車部品の押収品をそれぞれに7,800個、2,300個、2,000
個、800個等を押収しました。成功事例は大体同じですね。

以上で、失敗事例と成功事例を簡単に紹介させていただきますが、何か質問とかがございま
すなら後で電話とかEメールで連絡して頂きますようお願い申し上げます。ご清聴ありが
とうございました。

水田（ジェトロ上海）

どうもありがとうございました。ご質問のある方いらっしゃいますか。

宇野氏（オムロン）

公安の取締りが有効と言われましたが、調査会社にクライアントが払う料金は同じですか

中聯知識産権調査中心

違います。3倍ぐらいですね。いくつかの理由がありますが、その中の1つの理由は、公安の刑事事件をやる場合には時間ももっとかかります。普通の行政機関でAICとかTSBとかは500個を作る場合も摘発ができますが、公安での刑事事件というのは条件がありますが、個人と会社向けの条件が違います。刑事事件の調査時間が長いのが一番明確な違う点です。

刑事事件において、最初に公安に立案して、それで検察院に行って、裁判所に行きますが、ここまで時間が長いのです。また、裁判所で最後に判決するまで、全てのプロセスには調査会社が協力する場合がありますので、そこまで同行していかなければいけません。1個のAICの事件をゴマを食べることに喩えますと刑事の事件はスイカを食べることとなり、差があります。だから刑事事件において、調査会社は1つの工程として実行します。この3つの原因があります。

竹内氏（TOTO）

質問ですが、やはり地方主義というのがたくさんあるということなのですが、今回の場合ですと、仮にxxの大きな会社だったら、もう駄目だとあきらめてするのか、それともいまから考えると、やはりもっと省レベルから圧力をかけて、もしそういうのが分かっていたとしたら手立てがあったのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

中聯知識産権調査中心

放棄してはいけません。地方保護主義が存在していても、最後まで闘わなければ勝てません。もう1つは中国において、政府機関で腐敗が存在しています。模倣品製造業者と当局の人の間に、経済的な、感情的なつながりがありますので、こういう地方保護主義が出てしまいました。中国の当局の中でシステムの、組織的に規定的に地方保護主義で模倣品業者を保護する、そういう地域は既になくなりました。腐敗の問題ですが、腐敗があったとしてもやめてはいけない、最後まで闘わなければ勝てないので、闘わなければいけないと思っております。

解決案とすれば3つあると思っております。1つとして、証拠をもっとたくさん収集することが解決方法です。もう1つはマスコミを使うことです。3つ目は、もっと上の法律行使機関に報告することです。もしくは国家レベルの行使機関に報告することです。この3つがあれば成功できると思っております。

水田（ジェトロ上海）

続きまして、上海のDCCさんに発表をお願いします。

DCC（コウ）

皆さま、こんにちは！今日はジェトロよりお招きをいただきまして、ありがとうございます

す初めてお目にかかる方も多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。私どもの会社（DCC）を初めて見た人には、多分 2 つの疑問に思うことがあるでしょう。私どもの会社はどのように赤い色のロゴを使っているか。これは中国に関係するのではないですかと思う方が多いかと思いますが、実は赤は中国で「革命・革新」の意味がありまして、いま中国では模倣品問題が厳しいから、これからも革命をしなければならない。あとは中国での皆様の取引（deal）を安全にするためという意味からの発想です。

本題に入ります。今日は次の項目をご紹介します。まず、「DCCの概要」、次は「成功事例と失敗談」を紹介します。参考にさせていただくため、DCCがこの半年間で処理した成功事例と失敗事例の案件を抜き出しました。最後は質疑応答の時間です。

皆様に配らせていただいたパンフレットを基に、DCCを簡単に紹介します。DCCは、Deal-China Consultingの略称です。DCCには「維品商務コンサルティング有限公司」と「維甄知識産権代理有限公司」の2つの会社があります。本社が上海にあり、北京、広州、成都、瀋陽の4カ所に拠点を持っています。DCCの責任はSecure Your Deal in China、いわゆる「皆様の中国での取引を安全にします」。主旨は「Devoted、Connected、Considerate」、Devoted?Devote ourselves to IPR 事業、IPR 事業に専念します；Connected?Connected with government and clients、政府機関とクライアントの協力関係を確立します；Considerate?Considerate solutions for IPR protection、IPR 保護についてのソリューションをよく考慮します。

DCCは幅広いサービスを提供しています。パンフレットにも詳しく書いています。「維甄知識産権代理有限公司」は商標登録、著作権、特許、ソフトウェア、ドメインなどの領域に優れています。「維品商務コンサルティング有限公司」は特に知的財産権保護ソリューション・コンサルティングの業務に優れています。例えば商務調査、権利侵害モニタリング、行政取締、法律訴訟、政府関係、マスコミ、PR関係などです。DCCの現在の全クライアントの65%は日系企業で、30%ぐらいは欧米系企業です。

DCCは各地の政府機関を訪問して、政府役人に製品やIP知識をトレーニングして、政府と密接な協力と連携関係を確立しました。また、PR活動にも優れています。例えば各地の主流メディアと業界紙、例えば「中国工商報」などと関係がよくて、DCCはクライアントの要求によってよく取締案件を報道します。

次は成功事例の紹介に入ります。これをご覧ください。今年以来、海外市場では、この「Decostar HETACHY」というハロゲンランプが販売されているのが発見されました。そのハロゲンランプはドイツブランドO社、日本ブランドH社の両方を模倣しています。DCCはO社とH社の委託を受けて調査を始めました。

DCCは今年の広州輸出商品取引展覧会で、「Decostar HETACHY」を発見しました。DCCの調査員がさらに調査してみると、その模倣品の供給元が安徽省にある輸出入会社、A社であることが判明しました。このA社は江蘇省の南通にあるハロゲンランプ偽物製造工場B社に委託して模倣品を生産させた。あと合肥にある2軒の印刷工場C社とD社に委

託して、模倣品のパッケージを生産させていました。その模倣品はまた A 社を通じて中東や東南アジアの市場に流出しました。

今年の 6 月、調査によって、A 社は海外から受注を受けたのがわかりました。DCC 調査員は税関に報告したと同時に、A 社の連携会社、南通にある電球製造工場 B 社と、合肥にある 2 軒の印刷工場 C 社、D 社を密接にモニタリングをしていました。間もなくその 3 つの工場では模倣品と模倣パッケージを発見しました。クライアントより依頼を受けた後、すぐ取り締まりました。結局南通の電球製造工場 B 社では、約 1 万個のハロゲンランプ模倣品を押収して、罰金 1 万元と模倣品の廃棄処分を下しました。これは押収されたランプの写真で、これは工場の現場の写真です。あと合肥の印刷工場 C 社で、加工中の模倣品パッケージを約 9 万個を押収して、罰金 9,000 元と模倣品パッケージの廃棄処分を下しました。合肥印刷工場 D 社で、模倣品のパッケージ 10 万個を押収しました。この責任者の張さんが逮捕されて入獄しました。

これは裁判所からの刑事判決文です。最後、この責任者の張さんは、入獄 1 年、執行猶予 1 年、罰金 3 万元でした。

このケースから顧みると、現在、中国の模倣品製造業者が強大になるにつれて、ずるくなりました。同時にいくつかのブランド品を模倣して、独特の侵害品を製造します。こういう背景で、我々は必ずクライアントを結び付けて連合活動を行って、偽物製造業者を取り締まります。連合行動を行うとクライアントの摘発費用も切り詰められます。

次は有名な日系ブランド H 社の取締事例をご紹介します。中国の工場で生産された H 社の電球模倣品は、中国国内で販売されていただけでなく、海外にも輸出されています。H 社は時々模倣品の原因で消費者から文句を言われていました。江蘇省の海安に、H 社の電球模倣品生産工場があることが DCC の調査にて判明しました。その工場は照明製品の専門製造工場で、国営企業で 1,000 名ぐらいの従業員を持って、地方政府とは関係が緊密です。その工場は 2004 年 6 月にスペインから 20 万個ぐらいの受注があって、従業員が残業をして生産していました。この製品は上海の税関から輸出する見込みでした。その工場も同じく 2003 年に約 19 万個の電球模倣品を上海税関からスペインに輸出しました。

これはその工場とスペインとの注文書の写真です。

DCC は H 社に調査結果を報告をしたときアドバイスをしました。まずその工場は 2003 年に多くの模倣品を輸出したことがありますから、税関調査の強化が必要です。その工場は国営企業で約 1,000 名の従業員を持っており、地方政府とは絶対に関係が緊密だと思えます。その地方は 1,000 名近くの従業員の就職問題がありますから、この地方政府はその工場を大いに助けます。だからいま大事なのがメディアで、この案件を報道して、地方保護主義を回避します。例えば地方政府と連携関係を確立して、偽物製造業者を処分します。DCC は H 社に調査結果を報告したとき、アドバイスしました。

DCC の報告とアドバイスを認可して、H 社はその案件を DCC に依頼しました。DCC はすぐ海安工商局局長を訪問して、申立を行って取締りを実施して、約 17 万個の電球模

倣品を押収しました。その行動直後、DCCは「中国工商報」の記者と連絡をして、北京から江蘇省の海安に取材をさせていました。これは今年の7月、「中国工商報」で掲載された記事です。その後、DCCはH社の責任者と一緒に海安の県長と、工商局局長を訪問しました。この押収された倣品が全部廃棄されました。工商局はこの倣品製造業者に対して、10万元の罰金処分を下しました。

これは当日の廃棄現場の写真です。このケースからまとめていくと、倣品の輸出がクライアントに侵害をもたらすため、税関との連携関係や密接協力、モニタリングが大事です。あと、メディアを活用して、地方保護主義を回避するだけではなく、倣されたブランドの知名度を高められます。役人の訪問、密接な協力と連携関係の確立ができれば取締りが円満に成功できると思います。以上は成功事例です。

次は失敗事例の紹介に入ります。まず、よく言われるように、「失敗は成功のもと」です。DCCはいままでの仕事でもいくつかの失敗や挫折も経験しました。本日、皆様とDCCの成功を分かち合うと同時に、DCCの失敗経験談を取り交わす必要があると思います。

失敗事例と関係ある背景を簡単にご紹介させていただきます。この数年間、中国の倣品製造業者の新しい特徴が示されました。まず製品の質が高まり、倣品ですが、品質は悪くない物がよく出てきます。あと、偽物製造業者の法律意識が強まりました。全く同じ倣品を生産しない。法律が完璧ではないから、不正競争を従事する業者が増えました。例えば外見を倣して、ブランド名は、自分のブランドを付けます。

例を挙げます。この写真をご覧ください。これはDCCが発見したOSRAMの変圧器です。ここのブランド名はOSLANを付けていますが、ドイツ系ブランドのOSRAMとはよく似ています。このオレンジ色はドイツのブランドのオレンジ色を真似をしている。この製品をざっと見ているとOSRAMの製品と思う人が多いかと思います。

これは偽物のエーコートです。上のが本物のPHILIPSのエーコートで、下のがPHIDIASというブランドです。デザインは同じように作られ、ブランド名をざっと見て、誤解がよく出ています。いま偽物製造業者の侵害手段がいろいろありますが、例を挙げますと、中国工商局・商標局より、類似商標を出願します。例えばBOSS（ボス）これは服装領域で有名なブランドですが、ある会社はこの「130SS」を出願します。これはBOSSとよく似ています。でも商標は出願登録をしました。

次は例えば有名なブランド名を企業名称として申請します。例えばこれはAMPですが、中国ブランド名は安普。これは米国系のブランドで、世界のケーブル業界でシェアが1番です。広東省で「揭西安普電線有限公司」という企業名称を登録しましたが、実はこのアンポ電線有限公司と、この上のAMPというブランド名は全然関係ないです。

あと、有名製品のパッケージを真似して、意匠特許権を出願します。以上の手段を利用して、例えば登録できた類似商標、企業名称、意匠特許などを使って、偽物製造業者は公明正大で倣品を生産します。

あるオランダの有名なブランドP社は、よく中国で倣品を発見しました。例えば蛍光

灯やソケットなど。DCCはP社から依頼を受けて調査を始めて、摘発行動によって、他社の不正競争行為を取り締まりました。DCCが調査したところ、浙江省にある温州企業は香港で、「香港フィリップ集団投資株式会社」を登録した。この会社は中国国家工商局商標局より第9類と第11類で、「PHIDIAS」を商標登録をしました。第9類は電気スイッチとかアンプとかで、第11類は電気魔法瓶や、冷蔵庫などで登録しました。その企業が製品に「PHIDIAS」という商標と「香港フィリップ集団投資株式会社」という企業名称を使って、製品のパッケージやデザインなどの多くの部分ではP製品を模倣します。

今年の7月、DCCはP社より依頼を受けて、温州のAICと一緒にその企業に対して摘発行動を行いました。現場でPHIDIASのソケットの模倣品を数多く発見しました。しかし、その会社は、先ほど言いましたように第9類で「PHIDIAS」を登録しましたので、取締りができず失敗しました。そのPHIDIAS製品のパッケージもデザインも、明らかにこのPブランドの真似をしています。そのときP社は、まだ馳名商標に認定されていないで「不正競争防止法」には向かなかったのです。

この失敗事例から経験をまとめていくと、もし貴社の商標が馳名商標でなければ、こういう案件を処理した場合、まずこの商標評定委員会に申請して、商標の争議プロセスに入って、この侵害商標を廃棄します。例えば先のPHIDIASを廃棄して、この侵害商標を取り消すと同時に、この侵害企業名称の取消作業をします。先の香港フィリップ集団投資株式会社では、この商標と企業名称が取り消されたら、この地方の工商局は、模倣品製造業者と侵害製品を取り締まることができます。ですから、現在では、この企業名称モニタリングと、商標公告モニタリングは、いま企業の知的財産権保護に対して、重要な武器だと思えます。

これが企業名称モニタリングです。自分の登録商標、例えば先ほどのフィリップスを保護対象として、別会社の名称をモニタリングしています。もし、この別会社が、類似名称を登録するのを発見したら、この企業名称登記管轄機関に侵害会社名称登記の取消しを要求して、自分の商標権益を保護します。

いま中国では、商標登録は大体1年半くらい必要です。商標局は大体1カ月に2回くらい商標公告を出します。私どもは商標公告をモニタリングして、もし類似商標を発見したら、登録商標を保護して、すぐ公告機関へ異議を申し立てて、登録することを阻止します。

可能であれば一番いいのが、中国で「馳名商標」を出願するのを、DCCが提案いたします。この馳名商標を登録したら知名度が高まると同時に、法律にもよく保護されます。

ここまでご説明してまいりましたが、これらのことに関して、あるいはほかに何かご質問がございましたら、お願いいたします。

鈴木氏（日本曹達）

2件ほどお伺いします。まず第1件は、今回の成功例の中で、企業が賠償金を取れたよう

なケースがあるのでしょうかということです。

もう1つは、後のほうの話で、馳名商標の登録、これはいわゆる工商局の商標とは違うものになるわけですね。

D C C

そうです。企業名称の登録は、商標登録とは違って、企業名称登録は、中国の、例えばこの企業名称を登録して、自分の製品でこの名称を使って、この製品を生産しています。

鈴木氏（日本曹達）

そうすると、普通のいわゆる商標（トレードマーク）を登録するわけですが、それとは扱いは違うわけですか。

D C C

企業名称の登録と商標登録は違って、これは関係ないですから、取扱いの機関が違って、別々として。だから、企業名称を登録したときは、この参考にならないですから。例えば先ほどの例の中で、フィリップ集団投資有限会社は、登録できました。最近、中国では、ナウンチュウコウの馳名商標が発表されて、例えば先ほどのフィリップスは法律では保護されています。中国には「不正競争防止法」という法律があって、馳名商標であれば、「不正競争防止法」に適します。ですから、いまの中国の法律は、この馳名商標に対してよく保護しています。

鈴木氏（日本曹達）

ということは、この馳名商標に認定されれば、従来の商標よりも、もう少し広い範囲で保護されるということですか。

D C C

はい、そうです。企業名称も保護されています。フィリップスは、その時期、今年の夏にはまだ馳名商標は協定されていなかったのですが、いまはもう馳名商標になりました。

水田（ジェトロ上海）

今の件、ちょっと分かりづらかったと思うので、ご指名で申しわけないのですが、日立の木下さんからこの馳名商標について、簡単にご説明いただけないでしょうか。

木下氏（日立）

もっと専門家の遠藤が、東京の本社のほうから来ていて、最新のリストを持っておりますので、そちらのほうからご説明いたします。

遠藤氏（日立）

去年の6月に、確か馳名商標認定制度というものが導入されたのですが、その馳名商標に認定されるためには、普通の商標登録を持っているというだけでは足りないような難しい事件に遭遇した場合、具体的には、先ほどのような事例に上がるPHIDIASですか、そういう微妙な事件に遭遇した場合、または異議の段階で商標局で申立をして、その結果、馳名商標として認定される場合等があるというふうに伺っております。

効果は、いま説明にありましたように、もう、本当に「スーパー著名」という認定が出たということになりますので、さらに広い範囲で保護が与えられるというふうに伺っております。

水田（ジェトロ上海）

確か日系企業で馳名商標に認定されている企業はないですね。

遠藤氏（日立）

私もそのように伺っております。

水田（ジェトロ上海）

日本曹達さんのご質問は、いまの馳名商標の話と、あと、罰金ですか。

鈴木氏（日本曹達）

企業に対する損害賠償ではないですね。

水田（ジェトロ上海）

あれは、行政罰ですね。

鈴木氏（日本曹達）

行政罰ですね。ですから、逆に企業が損害賠償を取れたようなケースがあるのですかということをお伺いしたのですが、このケースは裁判まで行っていませんよね。

DCC

損害賠償は、一般的には工商局から、例えば罰金とか、賠償された後は、また裁判所に申し立てて、じゃあ例えば、ここに話して、この第1件のところでは、これは裁判所からの刑事判決文です。これは、この責任者とかに、処分を下します。

今井氏（富士フィルム）

今回の取締りの成功例で、パッケージの印刷工場の例が載っていたのですが、こちらもこれが効果的だと思ってやろうとしても、なかなか私どもの製品を印刷しているタイミングというのがつかめなくて出来ない。あることはつかんでいるけれども、いざ行ってみようとする、もうそのロットはやっていないということがあって、なかなか難しいのですが、今回成功した秘訣みたいなものがあれば、教えていただきたいと思います。

D C C

いまの中国の法律では、例えばこのパッケージを2万個以上生産したら、法律で処分ができます。

今井氏（富士フイルム）

普段は普通のちゃんとした製品を印刷していて、夜にニセモノの印刷をする、しかも一晩で全部一切のものを作って、朝にはなくなっているということが多いと思うので、調査のタイミングをつかむのは、非常に難しいと思うのですが、そのことを教えてください。

D C C

これは政府と連絡して、例えば、夜とかあるいは週末のところで、摘発行動を行った場合も結構多いです。特にこのパッケージの印刷工場に対して。あとは、先ほどの製品の模倣品製造業者に対しても、その例が多いです。

今井氏（富士フイルム）

夜でも動いてくれる官庁をつかむというのが1つかなと思います。ありがとうございます。

水田（ジェトロ上海）

これでDCCさんの発表を終わります。それでは、ZICさんお願いします。

Z I C（コウ）

はじめまして、私は中国ZIC上海事務所のコウと申します。よろしく申し上げます。まず、会社案内を申し上げます。弊社の名前は、ZIC（ジック）でございます。設立は1997年です。99年に香港で会社登録されました。弊社の本部は広州にあります。2004年3月に、上海に子会社を設立しました。また、来年頃に、北京に子会社を設立するつもりでございます

会社の重要な出来事としては、2002年に日経BP社が弊社をインタビューしました。2003年、エプソンさんの知的財産権において初めての刑事案件を行いました。また2003年に、日本知的財産研究所が主催した、中国知的財産権セミナーを開催しました。2004年には、

上海で日本自動車業界、IP会議に後援を行いました。

事務内容については、3つの部分がありまして、1つは「IP調査と保護」、2番目は「照合調査」、3番目は「企業内部安全事務」でございます。

弊社のネットワークをご紹介します。まず、華南地区において、広東省の広州に本部があって、また広州に調査拠点を1つ置いています。また福建省のアモイに調査拠点を1つ置いております。華東地区ですが、浙江省の杭州に調査拠点を置いてあります。また、今年3月に上海事務所を設立しました。また、華北地方については、北京に今年9月頃に、調査拠点を1つ置いています。また、四川省の成都に調査拠点を1つ置いております。このように、全国的なネットワークの体制を築くことになりました。

弊社の顧客についてご紹介します。日本の企業は、弊社の総売上の60%、欧米の企業は、35%を占めています。ほかは、中国系、香港と台湾を含めて5%になります。

弊社のメリットは4つあって、今回時間の制限がありますので、2つを中心にご紹介します。まず、刑事案件を得意としております。調査会社業界の中で、刑事案件を行ったケースは、総ケースの中で3%以下になります。弊社の刑事案件は、いままで行った案件の中で20%を占めています。また、偽物の製造元の摘発を集中的に行います。いままで行った案件は、製造元に対する摘発が多いです。

調査案件の成功率は100%、摘発活動の成功率は95%です。最後に、いままで行った案件ですが、刑事摘発後の模倣業者の再犯率はゼロになります。これは非常に大事なポイントですが、最近の業界の話をお聞きすると、行政ルートの場合が多いわけです。ただ、行政ルートの場合、処罰があまり軽すぎて、罰金処分を受けても、3カ月後、半年後に、また再犯するかもしれない。ですから、弊社の場合は、一部の大型模倣業者に対して、刑事というルートを進めていきたいと思っております。

解決方法についてご紹介します。2つの部分がありまして、1つは国内と海外の地域、もう1つは、シンジケートに対して重点的に摘発活動を行います。皆さんご存じかもしれませんが、中国では、模倣現象がいちばんひどい所として広東省、福建省、江蘇省、浙江省の4つの省に対して、重点的・集中的に摘発を行います。

生産の部分と流通の部分である製造元に対して、徹底的に刑事ルートを行います。製造元を徹底的に根絶するという事です。大型卸売業者に対して、頻煩な行政ルート、プラス民事訴訟。中小型の卸売と小売業者は、定期的にAICの担当と市場検査を行います。

また、中国は「世界の偽物の工場」と言われるのですが、当然、一部の偽物が海外に輸出されています。その輸出ルートを差し止めることによって、各ブランドオーナーさんの利益を最大限に保護できます。弊社の経験に基づいて、いままで3つの輸出ルートがあって、1つは、華南地区です。華南地区では、広東省で、模倣品を作っていて、香港を通過して、また香港から東南アジア、ヨーロッパ、米国まで行きます。

また、日本のルート、まずここから紹介します。華東地区なのです。華東地区は、浙江省と江蘇省とその周辺です。華東地区の寧波という港と、上海港を偽物が通って東南アジ

アまで行って、また中近東のドバイという中継地まで行きます。またドバイからヨーロッパまで行きます。米国は、上海あるいは寧波から、直接米国まで行きます。

最近の新しい傾向としては、この国境都市なのです。国境都市というのは、模倣業者は、内陸部まで行って、また中国の新疆ウイグル自治区とカザフスタンとの国境、そこまで偽物が行って、中央アジア及びロシア、東ヨーロッパまで行きます。

ですから、弊社の解決法としては、1つは、税関保護の利用です。これは皆さんご存じと思いますが、まず税関で知財権の登録、弊社も代理人として登録ができます。また、中国において、侵害調査を行います。その侵害調査については、貿易業者に対して深く調査を行います。またブランドオーナーさんと協力しながら、税関の担当のために手引きを作成します。定期的に、勉強会を開きます。

4番目は、侵害の疑いのあるものの差押え、その実務です。

最後は、弊社の海外パートナーとの連携。海外での模倣品の収集と分析、模倣品のサンプルバンクの作成です。また、海外で侵害調査、海外の貿易業者に対する調査、海外案件の実施を行います。

いまから、弊社の成功の例をご紹介します。背景と摘発と成功の心得です。弊社は2003年、広東省のZ案件で評価を得ました。A案件は、ご在籍の皆様の一部がご存じかもしれませんが、今日は控えさせていただきます。

まず今回の案件の概要について、簡単にご紹介します。今回の案件の所在地は、江蘇省の農村地域、人物はA氏とします。業務内容は、エプソンのインクカートリッジのコード在庫販売をしています。

このA氏の出身地は江西省、先ほどご紹介したZ案件のパートナーです。これは事前調査で撮る写真です。今回の案件の主要メンバーの写真です。これも、主要メンバーの写真です。この今回の案件の各拠点の役割、ここを、画面を見ると、内陸部でも、いまは分業体制を築くことになりました。例えば、今回の案件については、A拠点は原材料の調達と対外の連絡事務所。B拠点は生産現場、あとは完成品の倉庫、CとDは、倉庫です。

ここで、江西省で、完成品を作っていて、また広東省で売るという流通ルートです。

2004年7月、TSBと一緒に摘発活動をしていました。摘発結果については、インクカートリッジの半製品1,200個、完成品3万2,390個、機械設備は11台、この被害総額は、およそ300万元以上あります。これは、摘発するときに撮った写真です。このA拠点の外観です。これは事務所です。これは生産現場、これは設備、これも設備、これは段ボールです。これも生産現場です。これは完製品、これは設備、これも設備です。これも生産現場です。これも、倉庫で、段ボール、あとはエプソンの包装物です。これも倉庫ですね。

今回の摘発結果は、先ほどの2枚撮った写真、あの2人は一応、拘留しました。ちなみに、この拘留した人物は、ジョーという者で、先ほどご紹介した村の人物A氏の甥です。ここは拘留所です。今回の案件、同時に中央テレビ局と人民日報、あとは江西省の新聞局などで報道されました。あとは、ちょっとだけビデオで報道されています。

今回の成功の心得が、3つあります。まず1つは、模倣物者の経営背景と人脈状況を深く調査するという事です。これは、先ほどご紹介した、Z案件。摘発してから広東省における模倣事務消耗品業界は、非常にショックを受けました。彼らは、当局の取締りを逃れるために、工場の一部を中国内陸部まで、あるいは農村部まで移転しました。そして、先ほどご紹介した案件のA氏は、Z案件の主謀者の逮捕を見て、そして江蘇省まで工場の設備と従業員全部を移してしまいました。

また、彼は江蘇省の人的ネットワーク、血縁関係を活用して強いチームを組織していました。逮捕した人間は、A氏の親戚です。ですから、弊社がこのA氏の経営背景、またA氏と接触する人間、例えば彼のビジネス上の友達、あるいは親戚を深く調査することによって、この江西省の模倣ネットワークの発見につながりました。これは1つの成功ポイントです。

もう1つは、いもづる式で案件を進めるという事です。Z案件が終わってから、弊社がまたその他の系統、関連する人物に対して、定期的・長期的に監視活動を行い、そしてそのAという人間の新しい手がかりを見つけました。そうすると、この江西省の彼の出身地、彼の親戚の工場の状況がわかり、江西省の工場でその案件を進めることができます。

最後ですが、マスコミとタイアップして、PRを行う。これは、皆さんご存じかもしれませんが、中国の内陸部、あるいは農村部まで行くと、かなり地方保護主義が強いので、そうすると、一部の大型模倣業者、党・地方政府と癒着関係があります。ですから、弊社が今回の案件を取り締まったときに、中央テレビ局の担当と江西省の担当が、現場での背景を撮影しました。そうすると、党・地方政府まで配給できます。それだけではなく例えば、今回の案件では江西省のもっとも下の行政機関や、テレビ局、市まで、さらに全国まで報道されました。そうすると、この案件の裁判が、公正に行われることを保証できます。それは成功のポイントです。

失敗事例は、調査会社の人間はなかなか言いにくいので、今回ちょっと、詳しく言います。まず、案件摘発と、案件失敗のまとめです。

今回の案件については、2004年7月、中国の広東省、管轄はTSBとZIC、参加人員はTSB、ZIC社（弊社）の代表です。今回のブランドオーナーさんは、世界で有名なスポーツ関係の企業です。これは、製造の現場です。これはTSBのプロパーですね。

これは、押収された模倣品です。今回の案件の経緯をちょっと説明申し上げます。今回の案件は、もともと行政案件として行いたかったのですが、押収された模倣品の金額が非常に大きいので、弊社がブランドオーナーさんと連絡をとって、刑事案件でやりましょうかという提案をしました。ただ、いままでの馴染みがある各ブランドオーナーさんは、やはり行政案件なのです。そうすると、弊社が刑事案件として提供する書類は、審議鑑定表、未授權証明書、あと拘留請求書、あるいは、ブランドオーナーさんの中国における本物の販売価格、この一部の書類です。ですから、ちょっとブランドオーナーさんの意思決定が遅れることによって、また弊社の説明不足によって、結局、この案件は刑事案件にはせず

に、最後は行政案件として行いました。

皆さんご存じかもしれませんが、刑事案件は、書類準備に時間がかかりますので、その証拠隠滅の時間を与えてしまう。先ほどの書類の準備に、ブランドオーナーさんの時間がかかり、弊社も準備不足なので、模倣業者の責任者に逃げられました。

失敗のまとめを紹介します。大体の企業では、単発案件が出てきたときに、例えば1年で予算を組んで、月何回くらいとします。行政とか刑事案件をやる企業がまだまだ少ないので、特に、今回例に挙げた企業で今まで行った案件は、全部行政案件です。行政案件の比重は、皆さん多分ご存じだと思いますが、あまり高くないのです。刑事案件をやるときは、費用がかかります。そうすると、短い期間で、その刑事案件の予算をつくるのがなかなかできません。そのときは、刑事案件に対する対応、あるいは対策が後手に回るということです。

2番目です。中国系、あるいは香港系の調査会社は、意思の疎通や、オペレーションのソフトがうまくいかず、絶好のチャンスを逃がすところが多いです。各ブランドオーナーさん、特に、中国に知財部門を置いている日系企業が、まだまだ少ない。ですから、ほとんどいま本部で決めるわけです。しかし、本部にいる知的財産部門の担当は、一旦事件が発生しても、その事件の現場や現実、あるいは現物を把握することがなかなかできません。把握するにも時間がかかります。それが1つです。

もう1つは、弊社もそうですが、やはり、日本部の担当は皆中国人なので、日本語がいくらうまくても、文化、商慣習、言葉などが違いますので、どうしても微妙なところがあります。ですので、なかなかうまくコミュニケーションができないのです。そうすると、コミュニケーションする時間が長くなります。レイド等刑事案件のタイミングは非常に大事です。タイミングを逃がしたら、これは終わりです。事前にいくら準備しても、タイミングを逃がしたら、これはなかなかうまく進みません。

3番目ですが、刑事案件を進める場合は、調査と迅速な実行力が足りない。弊社が刑事案件をやるうとすれば、まず政府とのPRが必要です。また費用が高いので、各ブランドオーナーさんにその案件のやり方、あるいは詳細については説明不足なので、各ブランドオーナーさんが、なかなか決定できません。今日はちょっと時間の制限がありますので、説明不足のところがありましたら許してください。

これは、先ほどご紹介した成功案件の摘発現場です。これは、摘発のときに、新聞局の人間と公案と一緒に現場に行ってきました。摘発した現場です。この後ろは、私どもの人間です。これはTSBの方です。終わりました。これは中央テレビで放送されました。

水田（ジェトロ上海）

それでは、これでZICさんの発表を終わります。次回ですが、もうすでにご案内してお

りますとおり花園飯店で来月 17 日に行います。テーマは、「日系企業の中国における知的財産戦略」ということで、ソニーさんと松下電工さんにお話いただきます。

本日も 30 分ほど超過しましたが、これで第 13 回上海 I P G 会合を終わります。また次回もよろしく願います。どうもありがとうございました。